

証券コード 9740  
令和元年5月14日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル

**セントラル警備保障** 株式会社

代表取締役社長 澤本尚志

## 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、令和元年5月29日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 令和元年5月30日（木曜日）午前10時（開場午前9時）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号  
新宿NSビル30階NSスカイカンファレンス ホールA・B  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的項目

- 報告事項
1. 第47期（平成30年3月1日から平成31年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第47期（平成30年3月1日から平成31年2月28日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

本年から、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取り止めさせていただきました。

何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申しあげます。

当社ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.we-are-csp.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 事業報告 (平成30年3月1日から平成31年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、自然災害による影響はありましたが、企業収益や雇用環境の改善効果もあり、緩やかな回復基調が継続しました。一方、国際経済の不確実性や金融市場の変動が引き続き懸念されるなど、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

当警備業界におきましては、犯罪抑止やテロ警戒に伴う警備強化の動きなどを背景に、人的警備へのニーズは高いものの、雇用環境の改善に伴う採用難、労働条件の改善による人件費の増加など、依然として厳しい経営環境下に置かれております。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画「C S Pパワフル2020」に基づき、画像関連サービスと鉄道会社向け警備サービスの拡販強化を図るとともに、最新の技術をいち早く取り込み、お客さまの期待を超える技術サービス企業を目指して、事業を展開してまいりました。

東日本旅客鉄道株式会社をはじめとした鉄道会社は大規模イベントに備えた警備強化に取り組み、これを受けた当社は、人的警備による安全・安心への抑止力と画像関連サービスを中心とした機械警備を融合させた警備サービスの提供及び拡大を図ってまいりました。

この警備サービスの中心となるのが、駅に設置されている防犯カメラ画像を集中監視する「セキュリティセンター」であり、このたび東日本旅客鉄道株式会社と連携して設置、令和2年の本格稼働を目指しております。

また今後、より一層期待される機械警備と機器工事販売の需要拡大に応え、工事施工体制の強化と技術開発の更なる推進を図るため、施工部門と開発推進部門を新設いたしました。

東日本旅客鉄道株式会社との共同事業であります「子ども見守りサービス『まもレール』」につきましては、このたび東京都交通局及び東京地下鉄株式会社と基本協定を締結し、令和2年春のサービス開始に向け、サービス対象駅を244駅から495駅へ拡大する予定であります。

雇用環境の改善に伴う採用難がより一層進むなか、働き方改革推進の面からも労働条件の一層の改善を図るとともに、女性の職域拡大を中心としたダイバーシティの促進や働きやすい職場環境の整備を図ってまいりました。

### (セキュリティ事業)

常駐警備部門につきましては、沖縄の海上警備と鉄道関連向けの警備強化への対応が好調に推移したことから、売上高は338億6千3百万円（前連結会計年度比27.4%増）となりました。

機械警備部門につきましては、鉄道関連向けを中心とした画像関連サービスが堅調に推移したことから、売上高は177億7千2百万円（前連結会計年度比5.1%増）となりました。

運輸警備部門につきましては、集配金・精査サービスの販売に注力した結果、売上高は37億7千9百万円（前連結会計年度比2.6%増）となりました。

工事・機器販売部門につきましては、防犯カメラの販売を中心とした画像関連システム及び鉄道系ICカードが利用できる入退室管理システム「centrics（セントリックス）」などが堅調に推移し、売上高は53億1千万円（前連結会計年度比5.7%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度のセキュリティ事業セグメントの売上高は607億2千5百万円（前連結会計年度比16.3%増）、セグメント利益（営業利益）は30億8千5百万円（前連結会計年度比115.3%増）となりました。

### (ビル管理・不動産事業)

ビル管理・不動産事業につきましては、清掃業務や電気設備の保安業務等の建物総合管理サービス及び不動産賃貸を中心に事業を行っております。当連結会計年度のビル管理・不動産事業セグメントの売上高は16億7千2百万円（前連結会計年度比10.2%増）、セグメント利益（営業利益）は3億3千万円（前連結会計年度比11.0%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、大幅な增收・増益となり、売上高は623億9千7百万円（前連結会計年度比16.2%増）、利益面につきましては、各利益ともに過去最高となり、営業利益は34億9百万円（同96.6%増）、経常利益は37億9百万円（同82.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億2千2百万円（同65.2%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は28億7千4百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの設備投資には、自己資金及び長期借入金を充当いたしました。

区分	設備内容	金額(千円)
セキュリティ事業	警報装置	1,381,723
ビル管理・不動産事業	建物・土地	650,943

### (3) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、各種政策の効果もあり、引き続き緩やかな回復基調が続くものの、米国の動向を中心とした海外からの影響も懸念され、先行きは依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

警備業界におきましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた警備需要の増加に対し、人手不足の状況が依然として続いている、また、労働基準法の改正に伴う対応が求められるなか、幅広く優秀な人材を確保することが喫緊の課題となっております。

当社は、根強い人的警備の需要に対し、常駐警備と画像関連サービスを中心とした機械警備の融合を図るため、オープン・イノベーションを活用し、いち早く最新の技術を警備に取り込んでまいります。

こうした情勢のもと、当社グループはブランドコンセプトを「Creative Security Partner」とし、新しい中期経営計画「Creative 2023」（令和2年2月期～令和6年2月期）を策定、市場の活性化が見込まれるオリンピック・パラリンピック開催年度の需要増加を確実に取り込むとともに、令和2年以降の環境変化にも柔軟に対応できるよう、引き続き「技術力の強化」「収益力の向上」「基盤の最適化」「グループ連携の強化」の4つの基本戦略にもとづく推進施策に取り組み、持続的な成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。なお、本計画の最終年度の経営目標は、売上高750億円、営業利益64億円、営業利益率8.5%を目標としております。

4つの基本戦略の具体的な推進施策といたしましては、「技術力の強化」として、シーティディーネットワークス株式会社を子会社化しグループ内の工事施工体制を強化するとともに、画像解析、AI、ロボットなどの最新技術の活用を更に推進し、新領域・新サービスの開発と展開を図り、労働集約型企業から技術サービス企業を目指します。

「収益力の向上」としては、永年培った警備ノウハウを生かした提案力を強化し、付加価値の高いオーダーメイドセキュリティの提供を実現し、高収益事業への経営資源の選択と集中を図ります。

「基盤の最適化」としては、採用体制の強化による安定的な人材確保を図り、多能化人材の育成を推進することにより社員一人あたりの能力を高め、安心・やりがいを感じる職場環境の実現と業務の効率化を追求し、生産性の向上を目指します。

「グループ連携の強化」としては、大規模イベントの開催に向け更なる協力会社との関係強化を図るとともに、警備品質の向上に努め、グループ全体として連結経営の強化を図ってまいります。

新中期経営計画「Creative2023」の推進により経営基盤を確固たるものとし、警備会社として大切な安全・安心と信頼をお客さまにお約束するとともに、「最新の技術をいち早く取り込みお客様の期待を超える技術サービス企業」を目指してまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況

区分	第44期 (平成28年2月期)	第45期 (平成29年2月期)	第46期 (平成30年2月期)	第47期 (当連結会計年度) (平成31年2月期)
売上高(千円)	46,351,546	49,318,745	53,714,187	62,397,478
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,652,511	1,149,006	1,345,834	2,222,916
1株当たり当期純利益(円)	113.25	78.75	92.24	152.36
総資産(千円)	42,156,093	47,211,028	50,750,727	51,018,274
純資産(千円)	19,691,891	21,863,287	24,124,929	24,458,145
1株当たり純資産額(円)	1,307.23	1,409.27	1,558.32	1,573.10

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
C S Pビルアンドサービス株式会社	50,000	100.0	建物総合管理及び不動産賃貸
関西シーエスピ一株式会社	15,000	100.0	警備請負及び建物総合管理
エスシーエスピ一株式会社	40,000	100.0	警備請負
新安全警備保障株式会社	100,000	71.5	警備請負
株式会社H O P E	8,000	51.0	持株会社
長野県パトロール株式会社	10,000	※	警備請負及び建物総合管理
長野県交通警備株式会社	10,000	※	警備請負
株式会社レオン	3,000	※	不動産管理及び福祉機器販売
株式会社特別警備保障	96,000	67.0	警備請負
株式会社C S Pパーキングサポート	89,500	67.0	コインパーキングの各種サポート業務

- (注) 1. 長野県パトロール株式会社、長野県交通警備株式会社及び株式会社レオンの3社は株式会社H O P Eの完全子会社であり、同3社の株式は株式会社H O P Eを通じての間接所有となっております。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (平成31年2月28日現在)

事業区分	主な業務内容
セキュリティ事業	常駐警備業務、機械警備業務、運輸警備業務の各警備サービス並びに防犯、防災機器及び設備の工事・機器販売
ビル管理・不動産事業	清掃、電気設備保安業務等の建物総合管理サービス、不動産賃貸及び保険代理店業務

(7) 主要な営業所 (平成31年2月28日現在)

名称	名称
当社	本社：東京都新宿区 事業部：中央事業部、東京事業部、東京システム事業部、 東京警送事業部、大阪事業部、沖縄事業部 (計6事業部) 支社：多摩、横浜、埼玉、千葉、名古屋、三島、札幌、仙台 神戸、京都、広島、福岡 (計12支社)
CSPビルアンドサービス株式会社	本社：東京都新宿区
関西シーエスピ一株式会社	本社：大阪府大阪市淀川区
エスシーエスピ一株式会社	本社：東京都渋谷区
新安全警備保障株式会社	本社：茨城県水戸市
株式会社HOP-E	本社：長野県小諸市
長野県パトロール株式会社	本社：同上
長野県交通警備株式会社	本社：同上
株式会社レオン	本社：同上
株式会社特別警備保障	本社：神奈川県平塚市
株式会社CSPパーキングサポート	本社：東京都渋谷区

(8) 従業員の状況 (平成31年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,130名	287名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,709名	55名増	43.1歳	13.7年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(9) 主要な借入先の状況 (平成31年2月28日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社三井住友銀行	1,124,500
株式会社八十二銀行	885,809
株式会社みずほ銀行	781,000

(注) 借入額は短期借入金と長期借入金の合計で記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

(平成31年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,816,692株 (自己株式 226,690株を含む)
- (3) 株主数 6,250名
- (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
東日本旅客鉄道株式会社	3,704	25.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	573	3.9
セントラル警備保障社員持株会	560	3.8
セントラルセキュリティリーグ持株会	453	3.1
三井物産株式会社	445	3.1
住友商事株式会社	362	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	327	2.2
株式会社三井住友銀行	310	2.1
株式会社みずほ銀行	303	2.1
竹花 長雅	230	1.6

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式226,690株を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成31年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	鎌 田 伸一郎	一般社団法人東京都警備業協会副会長 関西シーエスピー株式会社取締役 りらいあコミュニケーションズ株式会社社外監査役
代表取締役執行役員社長	澤 本 尚 志	
取締役 執行役員副社長	小 澤 駿 介	
取締役 専務執行役員	小久保 正 明	営業本部本部長兼沖縄営業担当 長野県パトロール株式会社取締役 株式会社レオン取締役 株式会社C S P パーキングサポート取締役 株式会社C S P ほっとサービス代表取締役社長 スマイス株式会社取締役
取締役 常務執行役員	小 俣 力 男	警務本部本部長 エスシーエスピー株式会社取締役 株式会社C S P パーキングサポート取締役 警備保障タイムズ株式会社取締役
取締役 常務執行役員	横 塚 厚	西日本統括担当兼大阪事業部長 関西シーエスピー株式会社取締役
取締役 常務執行役員	堀 場 敬 史	管理本部副本部長兼業務改革室副室長兼総務部長兼法務審査部長兼監査部担当兼CS推進担当兼経営企画部広報宣伝・IR室長 エスシーエスピー株式会社監査役 新安全警備保障株式会社取締役 スマイス株式会社取締役
取締役 常務執行役員	菅 野 秀 一	管理本部本部長兼業務改革室室長兼情報システム部長兼CIO兼M&A担当 株式会社H O P E 取締役 長野県交通警備株式会社取締役 株式会社C S P フロンティア研究所代表取締役
社 外 取 締 役	鈴 木 學	株式会社ヤシマキザイ特別顧問
社 外 取 締 役	檜 山 竹 生	株式会社エイビット代表取締役社長
常 任 監 査 役 (常 勤)	田 端 智 明	学校法人仁川学院理事

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
社 外 監 査 役	吉 村 真 琴	
社 外 監 査 役	後 藤 啓 二	後藤コンプライアンス法律事務所弁護士 株式会社ノンストレス社外監査役 株式会社プリンスホテル社外取締役 国立大学法人東京医科歯科大学特命副学長 株式会社西武ホールディングス社外取締役 フクダ電子株式会社社外監査役
社 外 監 査 役	周 藤 晴 子	株式会社日本レストランエンタプライズ専務取締役

- (注) 1. 取締役鈴木 學氏及び取締役檜山竹生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏につきましては、平成28年6月6日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。
2. 監査役吉村真琴氏、監査役後藤啓二氏及び監査役周藤晴子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役吉村真琴氏及び監査役後藤啓二氏につきましては、平成24年5月24日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。
3. 監査役周藤晴子氏は、東日本旅客鉄道株式会社において長きにわたり経理、財務業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役菅野秀一氏は、平成30年5月24日開催の第46回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、同日就任いたしました。
5. 監査役田端智明氏は、平成30年5月24日開催の第46回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、同日就任いたしました。
6. 平成30年5月24日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、取締役古屋正仁氏、取締役田端智明氏、取締役白川保友氏及び監査役久須美康博氏は辞任により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役鈴木學氏、取締役檜山竹生氏、監査役吉村真琴氏、監査役後藤啓二氏及び監査役周藤晴子氏との間で責任限定契約を締結しております。

その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となつた職責の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	報酬等の額(千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	13 (2)	252,400 (8,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	34,200 (12,600)
合 計	18	286,600

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成28年5月26日開催の第44回定時株主総会において年額360,000千円以内（うち社外取締役は30,000千円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成11年5月27日開催の第27回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与66,700千円（取締役62,200千円、監査役4,500千円）を含めております。
4. 取締役及び監査役の報酬の決定方針  
1項及び2項の報酬限度額の範囲内で、会社の業績、経済情勢等を勘案し、取締役の報酬は、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については、監査役会での各監査役間の協議により決定しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	鈴木 學	株式会社ヤシマキザイ特別顧問	兼職先は当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	檜山 竹生	株式会社エイビット代表取締役社長	兼職先と当社の間には通信費の支払が発生しますが、連結売上高に占める取引額の割合は極めて僅少であり独立性を妨げる恐れはありません。
社外監査役	吉村 真琴	該当事項はありません。	
社外監査役	後藤 啓二	後藤コンプライアンス法律事務所 弁護士 株式会社ノンストレス 社外監査役 株式会社プリンスホテル 社外取締役 国立大学法人東京医科歯科大学特命副学長 株式会社西武ホールディングス社外取締役 フクダ電子株式会社社外監査役	いずれの兼職先も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	周藤 晴子	株式会社日本レストランエンタプライズ専務取締役	株式会社日本レストランエンタプライズの100%株主の東日本旅客鉄道株式会社は、当社の発行済株式の25%以上を保有する大株主であります。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	鈴木 學	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、長年にわたり培った企業経営に関する知識・見地から、適宜発言を行っております。
社外取締役	檜山 竹生	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席し、長年にわたり培った企業経営に関する知識・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	吉村 真琴	当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席し、長年にわたり培った企業経営に関する知識・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	後藤 啓二	当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	周藤 晴子	当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席し、長年にわたり培った企業経営に関する知識・見地から、適宜発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000

- (注) 1. 監査役会は、これまでの会計監査人の職務遂行状況に照らし、また会計監査人から今期の監査計画の説明を受け、提出された報酬見積もりの算出根拠が適切であるかどうかを検証した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査役会の定めた「会計監査人の再任の可否に係る評価基準」に外れた場合、その他必要があると判断した場合には会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づいて当該議案を株主総会に提出いたします。

また会計監査人が法令解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令の遵守をはじめとした企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけています。

その実現のために、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等のステークホルダーとの良好な関係を築き、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など法律上の機能、制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えております。また、株主及び投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めております。

その詳細につきましては、下記の通りです。

#### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規則に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- ② 監査役及び監査役会は、法令及び定款に照らし、監査役会規則、監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に基づいて取締役の職務の執行を監査する。
- ③ 社外取締役と監査役は、非業務執行役員連絡会を構成し、監査役及び監査役会による監査結果を共有する。
- ④ 当社は社内通報制度を整備し、取締役のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を監査役会に通報させる。

#### (2) 当社の社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社員等(執行役員及び社員)は就業規則を守り、組織規則に基づいて職務を分担し、権限規則に基づいて職務を執行し、稟議規則に基づいて必要な手続きを探る。
- ② 取締役会は、社内の職務の執行手続きが法令及び定款に適合するよう社内規則を定め、取締役は、社員等が社内規則を遵守して職務を執行するよう、社員等を指導する。
- ③ 監査部長は、内部監査規則に基づいて、社員等の職務の執行が法令、定款及び社内規則に適合しているかを監査し、その結果を代表取締役に報告する。
- ④ 当社は、社内通報制度を整備し、社員等のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を業務監査室長に通報させる。

### (3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、法令に定める取締役と、専ら業務の執行に携わる執行役員を分け、取締役の職務の執行を効率的に行う体制を確保する。  
なお取締役は、執行役員を兼務することができる。
- ② 代表取締役は、原則として毎月一回、取締役会を開催するほか、必要に応じて隨時、臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規則に基づいて経営にかかわる重要な事項を審議、決定する。
- ③ 代表取締役は、原則として毎月二回、常勤の取締役及び監査役（以下「役員」という）を構成員とする経営会議を開催し、取締役会に上程する重要な事項等について、予め充分に審議を行う。
- ④ 社外取締役は、非業務執行役員連絡会において、取締役会に上程する重要な決議事項等について、予め説明を受ける。
- ⑤ 代表取締役は、原則として毎月一回、グループ会社会議を開催するほか、必要に応じて取締役及び執行役員を含む会議を開催し、取締役と執行役員の連携を確保する。

### (4) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社における情報の保存及び管理については、文書規則によるほか、当社が採用する情報セキュリティマネジメントシステム・ISMS(2003年5月認証取得、当社は2007年1月よりISO27001/IEC27001に移行)で定める諸手続きによる。
- ② 総務部は、株主総会及び取締役会の議事録及び資料を作成、保存し、管理する。
- ③ 当社は、その他、取締役が出席する定例会議について事務局を担当する部課を定め、事務局担当部署は、その議事録及び資料を作成、保存し、管理する。

### (5) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、事業の継続を妨げる危険を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等を定めて損失の発生を回避し、または損失を軽減する。
- ② 実際に危険が発生し、または発生が予見されるときには、各管理規則等に基づいて対策本部を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士等社外の知識を動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。

- ③ 各管理規則等は次のとおりであり、今後、必要に応じて隨時加除、整備する。
- ・内部通報規則
  - ・内部者取引防止規則
  - ・個人情報保護規則
  - ・特定個人情報保護規則
  - ・大災害対策要綱
  - ・CSP総合システム運営要綱
  - ・S21機械警備システム運営要綱
  - ・債権管理要綱
  - ・反社会的勢力対策要綱

#### (6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制について
- ア 当社は、経営企画部を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規則」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握する。
- イ 子会社の経営上の重要な案件については、当社への合議・承認が必要となる事項として定め、事前に関係書類の提出を求めるなど、協議の上、意思決定を行う。
- ウ 当社は、子会社から業務執行状況及び決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。
- ② 子会社の損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規則その他の体制について
- 経営企画部は、子会社のリスクをはじめ当社グループ全体のリスクの把握・管理を行う。
- グループ各社は、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社の総務部長及び経営企画部に報告し、当社は事案に応じた支援を行う。また、グループ各社は、各社ごとにリスク管理体制を整備する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- ア 経営企画部は、子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業及び経営の両面から子会社の指導・支援を実施する。
- イ 経営企画部は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書などの経営内容、予算実績対比等に係る書面の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握し、定期的に当社取締役会に報告する。

- ④ 子会社の取締役等及び社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
- ア 当社役員及び社員等を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規則」に基づき子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施する。
  - イ 当社の監査部は、経営企画部と協力し、「関係会社管理規則」に基づき法令や社内規則等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。
  - ウ 当社の監査役及び会計監査人は、必要に応じてグループ会社各社への調査を行い、また報告を求めることができる。
  - エ 当社は連結子会社を対象とする社内通報制度を整備し、子会社の取締役等のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を当社業務監査室長に通報させる。

**(7) 当社の監査役の職務を補助すべき社員等(以下「監査役スタッフ」という)に関する事項並びに監査役スタッフの当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 取締役会は、監査役会との協議により、監査役スタッフとして必要な能力を備えた必要な人員を、専任または兼務として配置する。
- ② 監査役スタッフの職務については専ら監査役の指揮を受け、属する組織の上長等の指揮権から独立したものとする。
- ③ 監査役スタッフの異動、評価、処遇及び賞罰等人事上の案件については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

**(8) 当社の取締役及び社員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役は、取締役会及び経営会議等において、社員等は、その他監査役が出席する会議において、定期的または隨時に、担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 監査役は、取締役会に出席して審議、報告を聴取し意見を述べるほか、経営会議、グループ会社会議、全体支社長会議、賞罰委員会及びその他監査役会が必要と認める会議に、その全体または代表を出席させることができ、またその議事録の提出を求めることができる。
- ③ 当社は、監査役が監査に必要とする資料等を閲覧し、写しの提供を受ける環境を整備する。

- ④ 取締役及び社員等は、以下に定める事項が発生または決定したときには、速やかに監査役に報告する。
- ア 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
  - イ 取締役の職務に関する不正行為及び法令または定款に違反する重大な事実
  - ウ 内部通報制度に基づいて通報された事実
  - エ 公的機関の立ち入り検査及び外部監査等
  - オ 公的機関から受けた行政処分等
  - カ 重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
  - キ 業績及び業績見込みの公表、その他重要な開示事項の内容
  - ク 監査契約の変更
  - ケ 内部統制システムの変更
- (9) 子会社の取締役、監査役及び社員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 子会社の取締役、監査役及び社員等またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告する。
- (10) 子会社の取締役及び監査役並びに社員等、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は「内部通報規則」に準じ、通報窓口が通報・相談の受付、事実確認及び調査等知り得た秘密事項の漏えいを禁止し、漏えいした場合には当社社内規則に従い処分を課す。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- (11) **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役が、その職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、必要ないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用を支払いまたは債務を処理する。

## (12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会と監査役会は、原則として四半期に一回、定例的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。
- ② 当社は、監査役と会計監査人及び監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境を整備する。
- ③ 当社は、監査役が監査に必要と認める場合に、社外の専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)を活用できることを保証する。
- ④ 当社は、監査役監査が円滑に行われるよう、監査役とグループ会社各社の取締役、監査役及び社員等が情報交換し、意思疎通が図られる環境を整備する。

## (13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

第47期事業年度中の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会及び監査役(会)は、法令及び定款に照らし、各規則に基づいて取締役の職務執行を監督または監査しております。  
また、取締役の不正に関しては、監査役会へ通報する制度を整備し運用しております。
- ② 当社の社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役は、社員等(執行役員及び社員)が社内規則を遵守して職務を執行するよう、社員等を指導しております。  
監査部長は、社員等の職務の執行が法令及び定款等に適合しているかを監査し、その結果を代表取締役及び監査役(会)に報告しております。  
また、社員の不正に関しては、業務監査室長へ通報する制度を整備し運用しております。
- ③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役は、経営会議で、業務の執行ほか取締役会に上程される重要審議事項等を審議し、また、取締役会で、経営にかかわる重要事項を審議、決定しております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会資料の作成、保存及び管理、また、取締役会の議事録、資料の作成、保存及び管理は総務部が行なっております。  
取締役が出席するその他の定例会議については、事務局を担当する部課を定めて、その議事録及び資料の作成、保存及び管理を行なっております。

⑤ 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、事業の継続を妨げる危険を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等を定めて損失の発生を回避し、または軽減しております。

また、必要に応じて顧問弁護士等社外の知識を動員して損失の拡大防止を図っております。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社会議を通常毎月1回開催し、グループ会社全体の業務に関する必要な情報の共有並びに、意見交換を通じて意識の疎通を図っております。

また、グループの基本方針に基づくグループ会社各社の体制整備状況・運用状況を確認し、必要に応じて各社を指導するなど、グループ会社の業務の適正の確保に努めております。

⑦ 当社の監査役の職務を補助すべき社員等(以下「監査役スタッフ」という)に関する事項並びに監査役スタッフの当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役スタッフとして課長級の社員を1名配置しております。

監査役スタッフは、その職務については専ら監査役の指揮を受け、属する上長等の指揮権から独立して監査役の補助業務を実施しております。

⑧ 当社の取締役及び社員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役及び社員等から職務の執行状況等に関して、監査役(会)に定期的に報告を行なっているほか、監査役から要請を受けた事項については、隨時速やかに報告を行なっております。

⑨ 子会社の取締役、監査役及び社員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

常勤の監査役は、⑥に定めるグループ会社会議に出席し報告を受けるほか、主に連結子会社に対する調査を実施し、当該子会社の取締役及び監査役等から報告を受けております。

⑩ 子会社の取締役及び監査役並びに社員等、前項の報告をした者が当該報告をしたこと的理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の当該報告をしたことを理由として、不利な取扱を受けた事例はありません。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役(会)に係る各種の職務執行費用につきましては、遅滞無く処理しております。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役(会)は定期的または随時に会計監査人、監査部及び社外取締役と、監査結果等に関する情報交換を行なっており、監査役(会)は、効率的かつ実効的に監査を実施しております。

#### (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、次の事項を反社会的勢力排除に向けた基本方針としております。

- ① 反社会的勢力に対し、毅然とした態度を保持し、一切の関係を遮断する。
- ② 反社会的勢力とは、商品及びサービスの提供その他一切の商取引を行なわない。
- ③ 反社会的勢力による不当要求等に対しては、外部機関と積極的に連携しながら組織として対応し、これを拒絶する。

##### (整備状況)

当社は、就業規則等の行動規範に反社会的勢力に対する基本方針を明記するとともに、全役職員への周知徹底に努めています。

また、総務部を統括部署として、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するなど、関係機関及び顧問弁護士等との密接な連携により、不当要求が発生した場合に速やかに対処できる体制を構築し、対応方法等について対応マニュアルを整備しております。

さらに、警備請負契約書等の取引契約書に反社会的勢力の関係排除条項を明記し、反社会的勢力との商品及びサービスの提供その他一切の商取引を排除する仕組みを整備しております。

連結貸借対照表  
(平成31年2月28日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	24,828,082	流動負債	17,842,005
現金及び預金	10,285,152	買短期掛入金	2,006,344
受取手形及び売掛金	832,316	短期货借入金	1,948,974
未収警備料	6,732,293	未払費用	749,031
リース投資資産	1,723,600	未払法人税等料	2,327,193
立替金	2,664,017	未払警備料	1,015,378
貯蔵品	1,073,839	預り警備金	284,785
繰延税金資産	622,555	賞与引当金	6,330,993
その他の	909,679	役員賞与引当金	1,234,216
貸倒引当金	△ 15,373	その他の	66,800
固定資産	26,190,191	固定負債	1,878,288
有形固定資産	13,710,700	社債	8,718,123
建物及び構築物	4,166,388	長期借入金	200,000
警報装置及び運搬具	3,682,524	リース債務	2,833,348
土地	3,903,202	繰延税金負債	2,218,461
リース資産	1,670,583	退職給付に係る負債	2,130,164
その他の	288,000	資産除去債務	278,682
無形固定資産	1,105,511	その他の	235,563
投資その他の資産	11,373,980	合計	821,904
投資有価証券	9,265,685	負債合計	26,560,128
敷金及び保証金	862,524	純資産の部	
繰延税金資産	42,752	株主資本	20,337,897
退職給付に係る資産	886,689	資本剰余金	2,924,000
その他の	356,077	利益剰余金	2,849,498
貸倒引当金	△ 39,749	自己株式	14,772,980
資産合計	51,018,274	その他の包括利益累計額	△ 208,582
		その他有価証券評価差額金	2,613,654
		繰延ヘッジ損益	2,204,785
		退職給付に係る調整累計額	△ 35
		非支配株主持分	408,905
		純資産合計	1,506,594
		負債純資産合計	24,458,145
			51,018,274

連結損益計算書  
 (平成30年3月1日から)  
 (平成31年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 売	上 原 高 価		62,397,478
売 売	上 原 価		49,878,351
販 売	上 総 利 益		12,519,126
費 及	び 一 般 管 理 費		9,110,044
営 営	業 利 益		3,409,082
営 営	業 外 収 益		
受 取	利 息 及 び 配 当 金	296,696	
受 取	保 険 金	84,976	
そ の そ の	の 他	82,045	463,719
営 営	業 外 費 用		
支 払	の 利 息	130,661	
そ の そ の	の 他	32,955	163,616
経 常	利 益		3,709,184
特 別 別 別	利 益 損 失		
固 定 資 産 売 却	益	202	202
固 定 資 産 除 売 却	損	14,525	
関 係 会 社 清 算	損	99,288	113,814
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			3,595,573
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,288,576	
法 人 税 等 調 整 額		△ 24,867	1,263,709
当 期 純 利 益			2,331,864
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			108,947
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,222,916

連結株主資本等変動計算書  
 (平成30年3月1日から)  
 (平成31年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,924,000	2,836,326	13,027,047	△206,598	18,580,775
当期変動額					
剰余金の配当			△496,069		△496,069
親会社株主に帰属する当期純利益			2,222,916		2,222,916
自己株式の取得				△1,983	△1,983
連結範囲の変動		13,172	19,086		32,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	13,172	1,745,933	△1,983	1,757,121
当期末残高	2,924,000	2,849,498	14,772,980	△208,582	20,337,897

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,983,859	△385	172,411	4,155,884	1,388,269	24,124,929
当期変動額						
剰余金の配当						△496,069
親会社株主に帰属する当期純利益						2,222,916
自己株式の取得						△1,983
連結範囲の変動						32,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,779,074	350	236,494	△1,542,230	118,324	△1,423,905
当期変動額合計	△1,779,074	350	236,494	△1,542,230	118,324	333,216
当期末残高	2,204,785	△35	408,905	2,613,654	1,506,594	24,458,145

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数	10社
主要な連結子会社の名称	エスシーエスピー株式会社 関西シーエスピー株式会社 新安全警備保障株式会社 C S P ビルアンドサービス株式会社 株式会社H O P E 及びその子会社 3社 株式会社特別警備保障 株式会社C S P パーキングサポート

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社C S P パーキングサポートは、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	4社
主要な非連結子会社の名称	株式会社セントラルエージェンシー 株式会社C S P フロンティア研究所 株式会社C S P ほっとサービス スパイクス株式会社

非連結子会社の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）の割合は、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社4社及び関連会社3社（株式会社トーノーセキュリティ、ワールド警備保障株式会社、他1社）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

###### その他有価証券

時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

時価法

##### ハ. たな卸資産

###### 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物及び構築物 3年～50年

警報装置及び運搬具 3年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

また、親会社は功労のあった管理職に対して退職時に支給する特別功労金に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を退職給付に係る負債に含めて計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについても特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

5年以内でその効果が発現すると合理的に見積られる期間にわたって均等償却しております。

⑦ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式によっております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,619,656千円
土地	1,935,319千円
計	<u>3,554,976千円</u>

#### ② 担保に係る債務

短期借入金	312,632千円
長期借入金	1,472,507千円
計	<u>1,785,139千円</u>

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

19,515,833千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	14,816,692株
------	-------------

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

##### イ. 平成30年5月24日開催の第46回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	233,447千円
・1株当たり配当額	16円
・基準日	平成30年2月28日
・効力発生日	平成30年5月25日

(注) 1株当たり配当額には特別配当2円が含まれております。

##### ロ. 平成30年9月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	262,622千円
・1株当たり配当額	18円
・基準日	平成30年8月31日
・効力発生日	平成30年10月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
 令和元年5月30日開催の第47回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- |           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 291,800千円  |
| ・1株当たり配当額 | 20円        |
| ・基準日      | 平成31年2月28日 |
| ・効力発生日    | 令和元年5月31日  |
- (注) 1株当たり配当額には特別配当2円が含まれております。  
 なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに未収警備料は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券である株式は、市場の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や財政状態等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して、保有状態を定期的に見直しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。借入金並びに社債については、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期ものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「(3) 会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

###### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	10,285,152	10,285,152	—
②受取手形及び売掛金	832,316		
③未収警備料	6,732,293		
④リース投資資産	1,723,600		
貸倒引当金	△15,373		
	9,272,837	9,249,790	△23,047
⑤立替金	2,664,017	2,664,017	—
⑥投資有価証券	8,882,413	8,882,413	—
資産計	31,104,421	31,081,374	△23,047
①買掛金	2,006,344	2,006,344	—
②短期借入金	960,000	960,000	—
③未払法人税等	1,015,378	1,015,378	—
④預り金	6,330,993	6,330,993	—
⑤社債	200,000	200,338	338
⑥長期借入金	3,822,322	3,811,231	△11,090
⑦リース債務	2,967,492	2,903,463	△64,029
負債計	17,302,530	17,227,749	△74,781
デリバティブ取引 (※)	(240)	(240)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③未収警備料並びに⑤立替金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④リース投資資産

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## ⑥投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。

## 負 債

### ①買掛金、②短期借入金、③未払法人税等並びに④預り金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### ⑤社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### ⑥長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

### ⑦リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額383,271千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産⑥投資有価証券」には含めておりません。

## (注 3) 社債及び長期借入金に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内償還予定の社債及び1年内に返済予定の長期借入金を含めております。

## 5. 貸貸等不動産に関する注記

### (1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府その他の地域において、貸貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を所有しております。

### (2) 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,362,307	4,096,256

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,573円10銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 152円36銭   |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成31年3月25日開催の取締役会において、シーティディーネットワークス株式会社の株式を取得して子会社化することを決議しました。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 シーティディーネットワークス株式会社

事業の内容 電気通信システム及び電気設備の設計・施工・メンテナンス 等

#### ② 企業結合を行う主な理由

今後、より一層期待される機械警備の需要拡大に応え、工事施工体制の強化を図るためにあります。

#### ③ 企業結合日

平成31年4月15日

#### ④ 企業結合の法的形式

株式取得

#### ⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

#### ⑥ 取得する議決権比率

51.0%

貸借対照表  
(平成31年2月28日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流动資産	19,064,872	流动負債	14,581,622
現金及び預金	6,197,562	買短期一払入債	2,125,561
受取手形	6,169	挂け込人債	1,286,000
未収警備料	5,771,137	未払法人税	730,917
売掛金	701,835	未払預金	1,538,738
一貯金	1,590,070	未受警備料	799,497
貯蔵金	928,666	前預金	271,364
立替	1,483,360	預賞金	5,205,667
緑延税金	542,471	賞与引当金	1,065,290
預け金	1,209,395	賞与引当金	61,500
そ他の金	646,164	その他の負債	1,497,085
貸倒引当金	△ 11,960	長期借入債	6,560,168
固定資産	21,877,368	長期延税金	1,459,500
有形固定資産	7,336,789	繰り返し給付金	2,184,134
建物	1,447,532	退職引当債	2,034,679
警報装置	3,162,098	退職引当債	137,390
土地	865,038	その他の負債	218,161
一資の他	1,640,154	合計	526,303
無形固定資産	221,965	純資産の部	21,141,791
のれん	935,798	株主資本	17,608,458
ソフツウア	10,514	資本剰余金	2,924,000
その他	564,370	資本準備金	2,836,326
投資その他	360,914	その他資本剰余金	2,781,500
の他	13,604,780	利益剰余金	54,826
投資有価証券	8,946,577	利益剰余金	12,056,714
関係会社株式	2,793,835	その他の利益剰余金	236,500
関係会社長期貸付金	619,340	別途積立金	11,820,214
敷金及び保証金	808,050	繰越利益剰余金	2,865,000
前払年金費用	270,093	自己株式	8,955,214
その他の金	205,681	評価・換算差額等	△ 208,582
貸倒引当金	△ 38,799	その他有価証券評価差額金	2,191,990
資産合計	40,942,240	純資産合計	2,191,990
		負債純資産合計	40,942,240

損 益 計 算 書  
(平成30年3月1日から)  
(平成31年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	51,193,866
売 上 原 価	41,251,133
売 上 総 利 益	9,942,732
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,323,758
営 業 利 益	2,618,974
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	339,247
受 取 保 険 金	59,941
そ の 他	46,886
	446,074
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	98,736
そ の 他	22,862
	121,598
経 常 利 益	2,943,450
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	7,870
関 係 会 社 清 算 損	99,288
	107,159
税 引 前 当 期 純 利 益	2,836,291
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	963,417
法 人 税 等 調 整 額	3,959
当 期 純 利 益	1,868,914

株主資本等変動計算書  
 (平成30年3月1日から)  
 (平成31年2月28日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,924,000	2,781,500	54,826	2,836,326	236,500	2,865,000
当期変動額						
剰余金の配当						△496,069
当期純利益						1,868,914
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,372,845
当期末残高	2,924,000	2,781,500	54,826	2,836,326	236,500	2,865,000
						8,955,214

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計						
当期首残高	10,683,869	△206,598	16,237,597	3,947,865	3,947,865	20,185,462	
当期変動額							
剰余金の配当	△496,069		△496,069			△496,069	
当期純利益	1,868,914		1,868,914			1,868,914	
自己株式の取得		△1,983	△1,983			△1,983	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△1,755,874	△1,755,874	△1,755,874	
当期変動額合計	1,372,845	△1,983	1,370,861	△1,755,874	△1,755,874	△385,013	
当期末残高	12,056,714	△208,582	17,608,458	2,191,990	2,191,990	19,800,449	

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～50年

警報装置 5年～10年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産 定額法

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ④ 長期前払費用 定額法

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

また、功労のあった管理職に対して退職時に支給する特別功労金に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式によっております。

**2. 貸借対照表に関する注記**

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	2,843,204千円
(2) 関係会社に対する長期金銭債権	30,706千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	661,586千円
(4) 関係会社に対する長期金銭債務	4,070千円
(5) 有形固定資産の減価償却累計額	14,499,103千円

**3. 損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
関係会社に対する売上高	10,356,662千円
関係会社に対する警備委託料等支払高	5,086,720千円
(2) 営業取引以外の取引高	
関係会社に対する営業取引以外の取引高	48,466千円

**4. 株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	226,216株	474株	一株	226,690株

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

#### ① 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	323,741千円
未払事業税・未払事業所税	79,496
未払金	38,449
その他	100,784
繰延税金資産合計	<u>542,471</u>

#### ② 固定資産

繰延税金資産	
長期未払金	128,278千円
一括償却資産	75,966
退職給付引当金	41,752
ゴルフ会員権等評価損	20,091
資産除去債務	66,299
その他	379,580
小計	<u>711,969</u>
評価性引当額	△ 338,188
繰延税金資産合計	<u>373,780</u>

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 948,959
退職給付信託返還投資有価証券	△ 1,361,917
前払年金費用	△ 82,081
資産除去費用の資産計上額	△ 15,501
繰延税金負債合計	<u>△ 2,408,460</u>
繰延税金負債の純額	<u>△ 2,034,679</u>

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.7
住民税均等割額	2.3
評価性引当額の増減	△0.0
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>34.1</u>

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 等との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	東日本旅客鉄道 株式会社	被所有 直接25.4%	警備の受託	警備及び機器 工事の請負	10,060,657	未収警備料 売掛金	1,743,789 33,371

(注) 1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

警備及び機器工事の請負についての価格その他の取引条件は、積算金額を基礎として交渉の上決定しております。

### (2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 等との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	C S P ビルアンドサービス株式会社	所有 直接100%	建物総合管理 の委託並びに 装備品等購入	貸付金の回収 利息の受取	170,000 13,015	その他 (流動 資産) 関係会社長期 貸付金	170,000 605,000
				建物総合管理及び 警備委託料の支払	162,329	買掛金 預け金	14,313 749,525
	新安全警備保障 株式会社	所有 直接71.5%	警備の受託及 び委託	警備受託収入 警備委託料の支払	74,129 295,348	未収警備料 売掛金 買掛金 預け金	5,579 1,317 30,152 75,522

(注) 1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

① 資金の貸付(C S P ビルアンドサービス株式会社)については、利率は市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。最終弁済期は令和3年9月としております。

② 警備受託については、子会社及び関連会社より提示された希望価格を基礎として価格交渉を行い、市場実勢を勘案した上で決定しております。

③ 警備委託については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

### (3) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 等との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係 会社の子会社	J R 東日本ビルテ ック株式会社	なし	警備の受託	警備及び機器工事 の請負	1,381,681	未収警備料 売掛金	225,017 13,413

(注) 1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

① 警備及び機器工事の請負についての価格その他の取引条件は、積算金額を基礎として交渉の上決定しております。

② 警備用設備機器のリース取引については、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額

1,357円12銭

### (2) 1株当たり当期純利益

128円09銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の「7. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、省略しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成31年4月12日

セントラル警備保障株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 大 中 康 宏 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 知 輝 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラル警備保障株式会社の平成30年3月1日から平成31年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル警備保障株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成31年4月12日

セントラル警備保障株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 大 中 康 宏 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山 田 知 輝 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラル警備保障株式会社の平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準等に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図って、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - イ 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視し検証いたしました。
  - ウ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針及び結果に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年4月25日

セントラル警備保障株式会社  
監査役会

常任監査役(常勤) 田端 智明 印

監査役(社外監査役) 吉村 真琴 印

監査役(社外監査役) 後藤 啓二 印

監査役(社外監査役) 周藤 晴子 印

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金処分につきましては、経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のため必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に業績に応じた利益還元を図るため、配当性向を考慮しつつ、安定した配当を継続的に行うことの利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当期末の配当につきましては1株につき金18円といたしますが、当期の業績が好調だったこともあり、1株につき金2円を特別配当として増配することといたしました。これにより、当期末の配当の合計は1株につき金20円、当期の年間配当は金38円になります。

#### (1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額291,800,040円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年5月31日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員して取締役9名の選任をお願いするものであります。  
取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かま だ しんいちろう 鎌 田 伸一郎 (昭和28年4月19日生)	<p>平成21年 6月 東日本旅客鉄道株式会社常務取締役、事業創造本部副本部長</p> <p>平成23年 5月 当社取締役</p> <p>平成23年 6月 東日本旅客鉄道株式会社常務取締役 退任</p> <p>平成23年 5月 当社取締役専務執行役員、経営計画担当兼新事業担当</p> <p>平成24年 5月 当社代表取締役執行役員社長</p> <p>平成25年 3月 当社代表取締役執行役員社長、事業戦略推進本部本部長</p> <p>平成30年 5月 当社取締役会長 現在に至る (当社における地位及び担当)</p> <p>取締役会長 (重要な兼職の状況)</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会副会長</p> <p>関西シーエスピー株式会社取締役</p> <p>りらいあコミュニケーションズ株式会社社外監査役</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>平成24年に代表取締役社長に就任して以来、当社経営の舵取りを担ってまいりました。平成24年にスタートした新中期経営計画では、筋肉質でパワフルな企業を目指し計画を完遂しました。平成29年には更なる新中期経営計画「C S Pパワフル2020」を発表して、画像関連サービスと鉄道会社向け警備サービスの拡販強化を図るとともに、お客様の期待を超える技術サービス企業を目指して事業を展開してまいりました。このような経営者としての幅広い経験や知見を活かし、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	34,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	澤 本 尚 志 (昭和32年1月19日生)	昭和54年4月 日本国有鉄道入社 昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 平成16年4月 同社鉄道事業本部設備部担当部長 平成19年7月 同社鉄道事業本部電気ネットワーク部長 平成20年6月 同社執行役員鉄道事業本部電気ネットワーク部長 平成24年6月 同社常務取締役鉄道事業本部副本部長、総合企画本部技術企画部長 平成27年6月 J R 東日本ビルテック株式会社代表取締役社長 平成29年5月 当社非常勤取締役 平成29年6月 当社取締役執行役員副社長 平成30年5月 当社代表取締役執行役員社長 現在に至る (当社における地位及び担当) 代表取締役執行役員社長  取締役候補者とした理由 東日本旅客鉄道株式会社の取締役、J R 東日本ビルテック株式会社の社長を歴任され、平成29年当社取締役副社長、平成30年に代表取締役社長に就任して新中期経営計画「C S P パワフル2020」を完遂すべく尽力してまいりました。その技術マネジメント等の職務経験や知見を活かし、技術サービス企業として持続的成長を実現するため、経営トップとしてのリーダーシップを発揮し、指揮を執ることが最適であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	小久保 正明 (昭和30年2月20日生)	昭和53年 4月 住友商事株式会社入社 平成 7年 7月 住友商事株式会社建設不動産部本部海外不動産事業部長付 平成22年 6月 住商アーバン開発株式会社代表取締役社長 平成28年 4月 当社入社、執行役員、営業本部長付部長 平成29年 5月 当社取締役常務執行役員、営業本部本部長、事業戦略推進本部副本部長 平成30年 5月 当社取締役専務執行役員、営業本部本部長兼沖縄営業担当、事業戦略推進本部副本部長 平成30年 9月 当社取締役専務執行役員、営業本部本部長兼沖縄営業担当 現在に至る (当社における地位及び担当) 取締役専務執行役員、営業本部本部長兼沖縄営業担当 (重要な兼職の状況) 株式会社CSPパーキングサポート取締役 株式会社CSPほっとサービス代表取締役社長 スパイクス株式会社取締役  取締役候補者とした理由 住友商事株式会社での豊富な経験と知見を有しており、また住商アーバン開発株式会社の代表取締役社長として培われた企業経営経験及び優れた識見を有しております。営業本部長として当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	1,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	お 小 ま た り き お 俣 俣 力 男 (昭和31年7月5日生)	<p>昭和50年10月 当社入社          平成19年5月 当社執行役員、中央事業部長          平成21年5月 当社執行役員、総務部長          平成24年5月 当社取締役執行役員、総務部長兼人事研修部長兼業務改革室担当          平成25年3月 当社取締役執行役員、総務部長兼人事部長          平成28年5月 当社取締役常務執行役員、西日本統括担当兼大阪事業部長          平成30年5月 当社取締役常務執行役員、警務本部本部長、事業戦略推進本部副本部長          平成30年9月 当社取締役常務執行役員、警務本部本部長          現在に至る          (当社における地位及び担当)          取締役常務執行役員、警務本部本部長          (重要な兼職の状況)          エスシーエスピーオー株式会社取締役          株式会社特別警備保障取締役          警備保障タイムズ株式会社取締役</p> <p>取締役候補者とした理由          複数の事業部長、総務・人事部を歴任し警備業の豊富な経験と知見を有し、現在は警務本部長として当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	9,100株
5	よこ つか あつし 横 塚 厚 (昭和32年10月4日生)	<p>昭和58年1月 当社入社          平成21年5月 当社執行役員、東京事業部長          平成24年5月 当社取締役執行役員、警務本部副本部長          平成25年5月 当社取締役執行役員、東京システム事業部長          平成28年5月 当社取締役常務執行役員、東京システム事業部長          平成30年5月 当社取締役常務執行役員、西日本統括担当兼大阪事業部長 現在に至る          (当社における地位及び担当)          取締役常務執行役員、西日本統括担当兼大阪事業部長          (重要な兼職の状況)          関西シーエスピーオー株式会社取締役</p> <p>取締役候補者とした理由          複数の事業部長を歴任し、警備だけにとどまらない豊富な経験と知見を有し、現在は西日本エリアの統括担当として当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	4,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	<p>堀 場 ひろ 敬 史 (昭和34年1月22日生)</p> <p>昭和57年 4月 当社入社 平成 8年 9月 当社浜松支社長 平成17年 3月 当社横浜支社長 平成19年 9月 当社警備品質部長 平成21年 2月 新安全警備保障株式会社出向、同社取締役就任 平成24年 3月 当社警務統括部長 平成24年 4月 当社警務統括部長兼警送部長 平成24年 5月 当社執行役員就任、警務統括部長兼警送部長 平成28年 5月 当社取締役執行役員、総務部部長 平成29年 3月 当社取締役執行役員、管理本部副本部長兼総務部長 平成30年 5月 当社取締役常務執行役員、管理本部副本部長兼総務部長兼法務審査部長兼監査部担当兼CS進担当兼経営企画部広報宣伝・IR室長 平成30年 9月 当社取締役常務執行役員、管理本部副本部長兼業務改革室副室長兼総務部長兼法務審査部長兼監査部担当兼CS進担当兼経営企画部広報宣伝・IR室長 現在に至る (当社における地位及び担当) 取締役常務執行役員、管理本部副本部長兼業務改革室副室長兼総務部長兼法務審査部長兼監査部担当兼CS推進担当兼経営企画部広報宣伝・IR室長 (重要な兼職の状況) エスシーエスピー株式会社監査役 新安全警備保障株式会社取締役 スパイクス株式会社取締役</p> <p>取締役候補者とした理由 複数の支社長や連結子会社役員を歴任し、警備業務にとどまらない経験と知見を有し、現在は総務部、法務審査部の各部長として当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といったしました。</p>	2,512株	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	かんの しゅう いち (昭和33年10月26日生)	昭和57年 4月 三井物産株式会社入社 平成10年 4月 三井物産株式会社コンシューマーサービス事業本部次長 平成13年 5月 香港三井物産有限公司 電子産業部ジェネラルマネージャー 平成24年 3月 三井物産株式会社インターネット事業部次長 平成26年 8月 当社出向、営業本部長付部長 平成27年 9月 当社理事、営業本部副部長兼営業第一部長 平成28年 4月 当社入社、執行役員 平成29年 4月 当社執行役員 営業本部副本部長兼営業第一部長兼営業第四部長、事業戦略推進本部本部長付部長 平成30年 5月 当社取締役常務執行役員、管理本部本部長兼業務改革室長兼情報システム部長兼CIO兼M&A担当、事業戦略推進本部副本部長 平成30年 9月 当社取締役常務執行役員、管理本部本部長兼業務改革室室長兼情報システム部長兼CIO兼M&A担当 平成31年 3月 当社取締役常務執行役員、管理本部本部長兼業務改革室室長兼CIO兼M&A担当 現在に至る (当社における地位及び担当) 取締役常務執行役員、管理本部本部長兼業務改革室室長兼CIO兼M&A担当 (重要な兼職の状況) 株式会社HOP E取締役 長野県パトロール株式会社取締役 長野県交通警備株式会社取締役 株式会社レオン取締役 株式会社CSPフロンティア研究所代表取締役社長  取締役候補者とした理由 ネットワーク事業や画像関連事業における豊富な経験と、会社経営全般およびグループ関連事業に関する資質と見識を有しており、当社の企業価値向上に資するものとして適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたします。	600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	<p>[社外取締役]</p> <p>すず 鈴 き 木 がく 學</p> <p>(昭和22年5月12日生)</p>	<p>昭和47年 4月 株式会社日立製作所入社</p> <p>昭和61年 2月 同社営業本部国鉄部部長代理</p> <p>平成 4年 2月 同社営業本部交通部長</p> <p>平成 9年 8月 同社営業企画本部企画部長</p> <p>平成12年 5月 同社電機システム統括営業本部交通営業本部長</p> <p>平成15年 4月 同社電力・電機グループ交通システム事業部長</p> <p>平成17年 8月 同社執行役常務就任、電機グループ長 &amp; CEO 兼交通システム事業部長</p> <p>平成21年10月 同社執行役常務、社会・産業インフラシステム 社社長</p> <p>平成23年 4月 同社技監</p> <p>平成25年 4月 同社交通システム社技監</p> <p>平成28年 3月 同社退社</p> <p>平成28年 4月 株式会社ヤシマキザイ特別顧問就任</p> <p>平成28年 5月 当社社外取締役就任 現在に至る</p> <p>(当社における地位及び担当) 社外取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社ヤシマキザイ特別顧問</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	<p>[社外取締役]</p> <p>ひ 檜 山 竹 生 (昭和33年3月6日生)</p>	<p>昭和52年 7月 設計会社 H C S 代表就任            昭和53年 4月 ロジックシステムズインターナショナル株式会社入社            昭和60年 6月 同社退社            昭和61年 7月 株式会社エイビット設立、代表取締役社長就任            平成28年 5月 当社社外取締役就任 現在に至る            (当社における地位及び担当)            社外取締役            (重要な兼職の状況)            株式会社エイビット代表取締役社長</p> <p>社外取締役候補者とした理由            株式会社エイビットの社長として、長年にわたり会社を牽引してきた豊富な企業経営経験と幅広い見識を有しております。取締役会においては当社経営陣とは独立した立場から、多くの意見を頂戴しており、今後も当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 鈴木學氏及び檜山竹生氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 社外取締役としての独立性について  
   (1) 鈴木學氏及び檜山竹生氏は、当社の親会社等ではなく、過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。  
   (2) 鈴木學氏及び檜山竹生氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。  
   (3) 鈴木學氏及び檜山竹生氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていることもあります。  
   (4) 鈴木學氏及び檜山竹生氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。  
   (5) 鈴木學氏及び檜山竹生氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。  
 4. 社外取締役との責任限定契約について  
   当社は鈴木學氏及び檜山竹生氏との間で責任限定契約を締結しております。  
   その契約の内容の概要は次のとおりであります。  
   ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。  
   ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。  
 5. 鈴木學氏及び檜山竹生氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。  
 6. 鈴木學氏及び檜山竹生氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

現監査役周藤晴子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
[新任・社外監査役]  い とう あつ こ (昭和41年11月15日生)	平成2年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 平成17年8月 同社財務部課長 平成23年11月 同社財務部次長 平成27年6月 同社総合企画本部経営企画部次長 平成28年6月 同社総合企画本部経営企画部担当部長 平成30年6月 同社執行役員財務部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 東日本旅客鉄道株式会社執行役員財務部長	0株
社外監査役候補者とした理由 東日本旅客鉄道株式会社の経営企画部担当部長、財務部長を歴任し、財務、会計に関する豊富な知見を有し、当社経営陣とは独立した立場から監査を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 伊藤敦子氏は社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役としての独立性について  
(1) 伊藤敦子氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である東日本旅客鉄道株式会社の業務執行者であります。  
(2) 伊藤敦子氏は、当社または当社の特定関係事業者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるのではありません。  
(3) 伊藤敦子氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。  
4. 社外監査役との責任限定契約について  
伊藤敦子氏が選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約の締結を予定しております。  
① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。  
② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(参考)

1. 取締役・監査役候補の指名を行なうにあたっての方針と手続き

　経営陣幹部の選任にあたっては、当社の事業及び業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているか、個々の当社における貢献度（実績）や職務遂行能力等を勘案して取締役会決議により選任しています。

2. 独立社外取締役の独立性判断基準

　当社は、会社法の社外取締役要件及び株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を参考に独立性を判断しております。

　また、独立社外取締役は、経営の透明性の確保及び経営に関する適切な助言ができ、かつ監督を行なうのに適切な知見を有する人物を選任しております。

## 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」のみとしておりますが、本議案は、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、第5号議案においてご承認をお願いしております取締役の報酬の限度額（年額3億6千万円（うち社外取締役については年額3千万円）以内）とは別枠で、新たな株式報酬を、令和2年2月末日で終了する事業年度から令和6年2月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

ただし、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、第5号議案「取締役の報酬額改定の件」において、本制度による株式報酬の1年当たりの上限額（後記のとおり当社が対象期間中に信託に拠出する上限額を対象期間の事業年度数で除した金額）に相当する金額である5千万円を現金報酬上限額から減額することについてご承認をお願いすることとしております。したがいまして、本議案が原案どおり承認可決された場合であっても、第5号議案を承認いただくことにより、取締役の実質的な報酬上限額（1年当たり3億6千万円以内）は増額されないことになります。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されると、本制度の対象となる取締役は7名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### （1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く）
② 対象期間	令和2年2月末日に終了する事業年度から令和6年2月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金2億5千万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり20,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の取締役に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

## （2）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金2億5千万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の延長期間を都度定めて延長のうえ、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することができます。この場合、当社は、延長した対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した対象期間の事業年度数に金5千万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することができます。

### (3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり20,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

#### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することができます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することができます。

### (4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

### (5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

#### (参考)

本制度の骨子につきましては、平成31年4月11日付「役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

## 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成28年5月26日開催の第44回定時株主総会において「年額3億6千万円以内（うち社外取締役3千万円以内）」としてご承認いただきおりましたが、第4号議案「取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件に、「年額3億1千万円以内（うち社外取締役3千万円以内）」（以下「本報酬額」といいます。）に改定させていただきたいと存じます。

この改定は、第4号議案でご承認をお願いする新たな株式報酬を本報酬額とは別枠で支給することから、株式報酬の1年当たりの上限額（第4号議案のとおり当社が対象期間中に信託に拠出する上限額を対象期間の事業年度数で除した金額）に相当する金額である5千万円を減額するものです。

なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれないものといたします。

また、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されると、本制度の対象となる取締役は9名（うち社外取締役は2名）となります。

以上

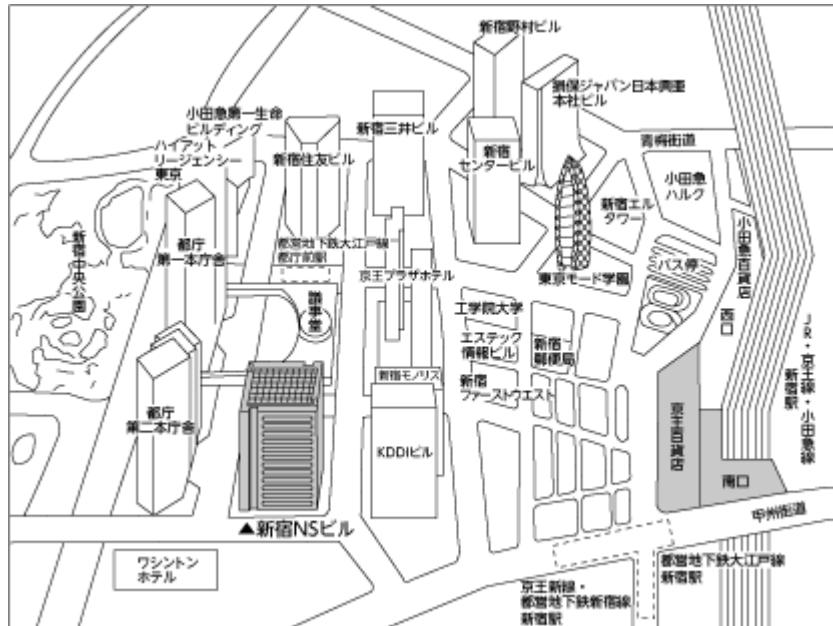
### 〈メモ欄〉

## 第47回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号  
新宿NSビル30階NSスカイカンファレンス ホールA・B

※受付は09:00より開始いたします。

※新宿NSビル30階へは1階北側よりスカイエレベーター（展望エレベーター）をご利用ください。



交通：● J R (山手線・中央線・総武線・埼京線)

● 京王線 ● 小田急線

各新宿駅「南口・西口」より徒歩約10分

● 都営地下鉄 (新宿線)・京王新線新宿駅「新都心口」より徒歩約5分

● 東京メトロ (丸ノ内線)・西武 (新宿線) 各新宿駅より徒歩約15分

● 都営地下鉄 (大江戸線)・都府前駅 A 3 出口より徒歩約5分

※駐車場のご用意はいたしておりません。ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

本年から、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取り止めさせていただくこと  
といたしました。

何卒ご理解賜りますようよろしくお願ひ申しあげます。